

# 令和5年度マイナンバーカード申請サポート等に係る企画・運営業務委託 実施要領

## 1. 目的

本要領は、令和5年度マイナンバーカード申請サポート等に係る企画・運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務内容

別紙1「令和5年度マイナンバーカード申請サポート等に係る企画・運営業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

### (3) 予定価格(上限額)

67,543,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### (4) 担当課

仙台市市民局区政部戸籍住民課(マイナンバーカード特設センター)

住所:仙台市青葉区中央一丁目3番1号 アエル24階

電話:070-1446-3934

電子メール:sim004015@city.sendai.jp

## 3. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと
- (5) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)により指名の停止を受けていないこと
- (6) 仙台市税、消費税・地方消費税を滞納していない者であること。(仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと)
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (8) 次の条件をすべて満たすこと

ア 過去5年以内に、人口10万人以上の市区町村、都道府県においてマイナンバーカードに関する

- る業務を受託した実績があること
- イ 次の認証のいずれかを取得していること
- (ア) ISMS 適合性評価の認定取得
- (イ) プライバシーマークの取得

#### 4. 契約までのスケジュール (予定)

- (1) 募集開始 (公告) : 令和5年4月28日 (金)
- (2) 質問受付期限 : 令和5年5月11日 (木)
- (3) 質問に対する回答 : 令和5年5月16日 (火)
- (4) 参加表明・応募書類提出期限 : 令和5年5月24日 (水)
- (5) 審査会 (プレゼンテーション) : 令和5年6月中旬
- (6) 受託候補者特定結果通知 : 令和5年6月下旬頃
- (7) 委託契約の締結 : 令和5年7月中旬頃
- (8) 事業開始 : 契約締結日から開始
- (9) 業務完了 : 令和6年3月22日 (金)

#### 5. 質問受付及び回答

##### (1) 質問受付

受付期限 令和5年5月11日 (木) 17時まで

提出先 本要領2 (4) 担当課

提出方法 電子メール ([sim004015@city.sendai.jp](mailto:sim004015@city.sendai.jp))

記載事項 質問者の団体名・部署・氏名・連絡先電話番号・質問内容

留意点 質問書は任意様式とする。

- ・電子メール以外での質問は受け付けない
- ・電子メールのタイトルは「令和5年度マイナンバーカード申請サポート等に係る企画・運営業務委託に関する質問 (事業者名)」とすること
- ・評価及び審査に関する質問は受け付けない
- ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問合せをする場合がある。

##### (2) 回答

回答日 令和5年5月16日 (火) まで

回答方法 本市ホームページに回答を掲載する

留意点 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。  
同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する  
質問者の名称等については公表しない

#### 6. 本プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること

- (1) 参加表明書、企画提案書、見積価格提案書等の提出

(ア)提出期限：令和5年5月24日（水）17時まで

(イ)提出先：本要領2（4）担当課宛て

(ウ)提出方法：郵送・宅配又は持参

- ・郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること  
なお、事故等による未着については本市では責任を負わない
- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前11時から午後6時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること

(エ)提出書類

#### <参加表明に係る書類等>

- ・会社の概要が分かる資料（パンフレット等）：1部
- ・様式1（参加表明書）：1部
- ・様式2（共同事業体結成に係る届出書）（共同事業体の場合のみ）：1部
- ・様式3（暴力団排除に係る誓約書）：1部
- ・市税の滞納がないことの証明書：1部  
※提出日前3か月以内に発行されたもの（写し可）  
※仙台市税が課税されていない者は、仙台市税の滞納がないことの証明書を提出するとともに、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類の写し1部を提出すること
- ・消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税のない証明書）：1部  
※提出日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
- ・履歴事項全部証明書  
※提出日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
- ・ISMS適合性評価の認定を受けていること、あるいはプライバシーマークを取得していることがわかるもの

#### <企画提案書、見積価格提案書に係る書類等>

- ・様式4「企画提案書等提出書」：正本1部
- ・企画提案書：正本1部、副本6部
- ・見積価格提案書：正本1部、副本6部

#### (2) 作成方法

##### <企画提案書>

企画提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・表紙、目次、本編で構成すること
- ・原則として、A4判、横書きで作成すること。（タテ型又はヨコ型いずれかで統一のうえ、タテ型にあっては左綴じ、ヨコ型にあっては上綴じとする。）

**※正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しな**

## いこと

### (ア) 表紙

表紙には、題名を「令和5年度マイナンバーカード申請サポート等に係る企画・運營業務提案書」と記述し、提出日、提案者名 (正本のみ) を記載すること

### (イ) 目次

目次を作成のうえ、参照先のページ番号を記載すること

### (ウ) 本編

本編は別紙2「記載項目一覧」の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。ただし、30頁以内とする（表紙及び目次は含めない）。

## <見積価格提案書>

(ア) 提出様式 様式は任意とする。

### (イ) 留意事項

- ・ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと
- ・ 提案した内容で業務を行う前提で見積ること（消費税及び地方消費税を含む）。
- ・ 金額を積算する際は、「令和5年7月20日」を事業開始日と想定したうえで積算すること。

### (3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

(ア) 提出先 本要領2(4)担当課宛て

(イ) 提出書類 様式5「辞退届」

(ウ) 提出方法 郵送・宅配又は持参

## 7. 特定方法

### (1) 受託候補者の特定

受託候補者の特定にあたり、本市において審査委員会を設置し、企画提案書等について、別紙3「評価基準票」に基づき評価する。

審査委員の合計得点が最も高く、かつ各審査委員の持ち点(170点)の合計(850点満点)の5割以上を満たす提案をした者を本業務の受託候補者として特定する。

審査委員の合計得点と同じ者が複数いる場合、以下の評価項目における合計得点が高い者を上位とする。

第一優先項目「業務の実施計画・方法」

第二優先項目「業務実施体制等」

第三優先項目「実務実績」

※プレゼンテーションの時間は1者あたり、準備時間5分、説明時間15分、質疑応答10分、撤去時間5分とする。

※使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積価格提案書のみとし、新たな説明資料を追加

することはできない。

※プレゼンテーションの場所は以下を予定しているが、仙台市内で変更の可能性はある。

仙台市青葉区二日町 1-23 アーバンネット勾当台ビル

仙台市役所二日町第 4 仮庁舎

※プレゼンテーションでモニターを使用する場合は、令和 5 年 6 月 8 日（木）までにその旨を担当者まで連絡する。50 インチ液晶モニター及び HDMI ケーブルのみ、本市で用意するので、その他必要な機器等は提案者にて準備する。

※モニターに投影する内容は、提案書に記載の範囲内とする。

※応募多数の場合、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーションの対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

※詳細は別途通知する。

## (2) 審査の対象外

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ・提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・見積金額（税込）が予定価格を上回っている場合
- ・提出期限を過ぎて提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・本要領 3 に示す参加資格要件を満たしていない場合

## (3) 結果通知

- ・すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。
- また、契約締結後に受託者を本市ホームページで公表する。

## 8. 契約締結

### (1) 受託候補者との協議等

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。なお、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

### (2) 情報セキュリティに係る現地調査の実施及び研修

受託候補者は、契約締結までの間に「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関する

ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)により定められた「個人情報等の適正な取扱いの確保に関する調査票」(参考様式)を本市に提出し、現地調査を受けること。(調査の具体的な日時は別途本市と協議のうえ決定する。)

現地調査の結果、本市の個人情報保護規程の基準を満たし、その対策が適切に確保されていることを本市外部委託審査会にて承認された場合、本業務の受託候補者として正式に決定する。

なお、現地調査は次のいずれかに該当する場所については、免除することができる。

- ①本市の管理権限が及ぶ庁舎等の内部にあり、本市が問題ないと認める作業場所
- ②個人情報を取扱う場所において実施する、ISMS適合性評価制度の認証を取得している事業の範囲において本業務を実施する場合、その作業場所及び作業場所を管理する事務所
- ③ガイドライン5(7)または5(7)2に掲げる要件に該当することを本市が確認した作業場所及び作業場所を管理する事務所
- ④受託候補者又は受託候補者における個人情報等保護責任者(※)が当該業務に関して、法令等により守秘義務を課されている場合の作業場所

受託候補者(再委託先も含む)の個人情報等保護責任者(※)に就任する予定の者は、個人情報を取扱う業務を開始するまでに、ガイドラインにより定められた「仙台市個人情報セキュリティ研修」を受講すること。ただし、以下の(ア)～(ウ)の場合のいずれかに該当する場合は、受講が免除となる。

(ア) 受託候補者(再委託先も含む)における個人情報等保護責任者が当該業務に関して、法令等により守秘義務を課されている場合(当該業務に関して、特定個人情報等を取り扱う場合を除く)。

(イ) 個人情報等保護責任者が、市の指定する個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する研修を前回受講した年度から、3年を経過していない場合。

(ウ) 受託候補者が ISMS 適合性評価制度の認証を取得している場合、又は ISMAP もしくは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスの提供事業者である場合。

なお、受講に係る費用は受託候補者の負担とし、費用見積りに含めないこと。

※本業務の個人情報の保護について責任を負う者で、作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報のシステムの・人的な漏えい、滅失等がないよう監督する者とする。

## 9. 留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者に特定されなかった提案者の企画提案書及び見積価格提案書は返却しない。提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例(平成12年仙台条例第80号)の対象文書となる。
- (3) 本市は提出された資料について、本業務の受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (5) 本業務の受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は受け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ

め承認を受けて業務の一部を委託することができる。

- (6) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。